

高橋しんすけ 議員報告

みんなの党 高橋伸介：1953.4.25生れ、A型。佛教大学卒。京都信用金庫に10年勤務後、染色補正技能士として京都の伝統産業に従事。市民オンブズマンを経て1999年より市議会議員。後援会組織を持たず、一切切を一人でこなす**完全ひとり選挙**の手法を貫き現在4期目。行財政改革系・納税者系・オンブズマン系の市議会議員。平成22年9月よりみんなの党。



twitterとfacebookは
非常時用に開設しています。



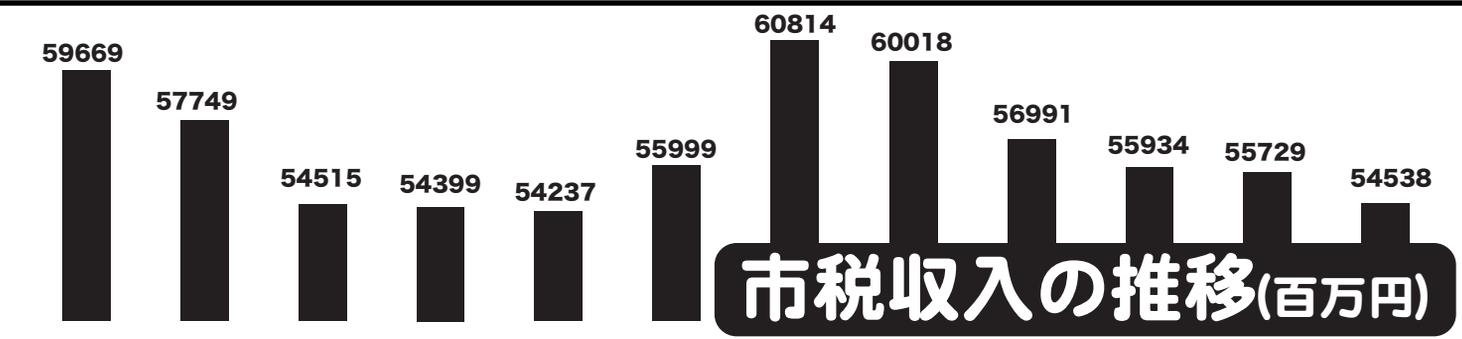
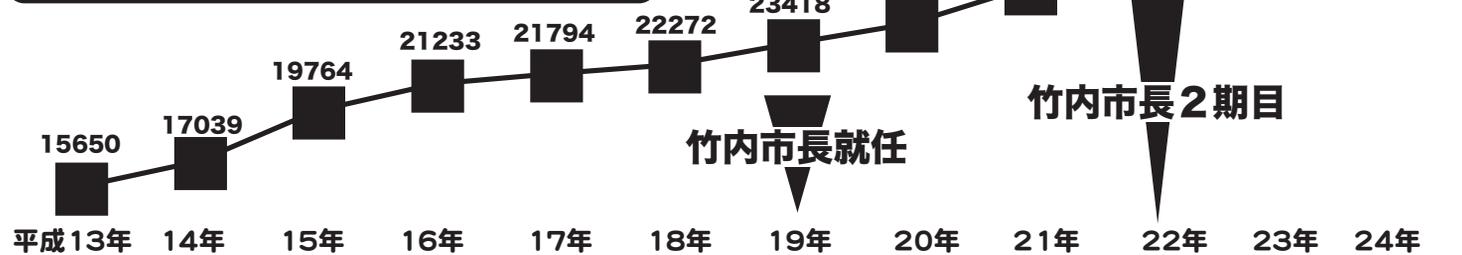
99年開設以来のデータを蓄積。
日記も頻繁に更新中。

高橋しんすけ議員報告ホームページ

枚方市役所議会事務局〒573-8666 枚方市大垣内町2-1-20 tel 072-841-1221 自宅〒573-1106 枚方市町楠葉(まちくず)2-27-6

枚方市の財政は大丈夫なのか？ (その2)

扶助費の推移(百万円)



市税収入の推移(百万円)

前回の報告で、市税収入の悪化と、必要な扶助費の増加を示すグラフを掲載しました。そして財政が悪化していくグラフをワニが口を開いているように見えることから「ワニの口」状態と指摘しました。

今号のグラフをご覧下さい。平成24年の決算数字でも「ワニの口」は閉じるどころか、その状態は悪化してきています。扶助費の中の生活保護に関するグラフは次ページに掲載します。

皆様のご家庭に届く「広報ひらかた」からは財政上の数値を元に一面的な「実質収支連続赤字」や「財政の健全性を維持」などの言葉で安堵感をお持ちの方も多いかと思いますが、戦争中、「退却」を「転進」と表現することや損害の矮小化や戦果の過大評価など、私は「大本営発表(だいほんえいはつびょう)」と変わりがないように感じているところです。

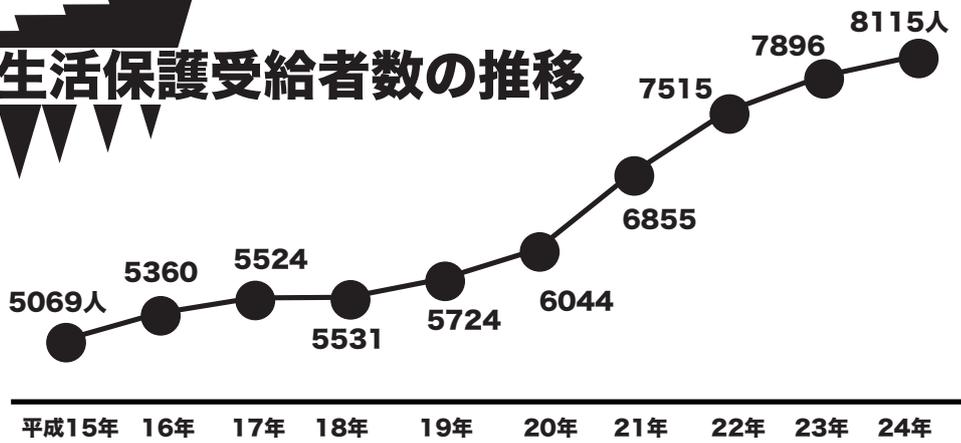
(1) 行政には、有権者の皆様に良い数字だけをアピールするのではなく、悪い数字も列記して有権者の判断を仰ぐ姿勢が必要です。

数字が悪くなってくる時に直ちに行なうべき事は古今東西「入るを量りて出ざるを為す」ことが基礎基本であります。前号でお伝えしたように、枚方市はすでに職員数や人件費には手を入れていますので事業そのものの見直しが必要となります。

自治体では仕事のことを事務事業といいますが、枚方市では平成24年度で966事業となっています。因みに茨木市825事業、寝屋川市390事業、宝塚市532事業です。

まずは無くとも困らない事業削減から手をつけていかなければなりません。

生活保護受給者数の推移



さて、前号でお伝えした「市の談合事件総括のお粗末」の結果です。談合事件の総括では無理と思える前市長の退職金返納方針となりました。市の「事件総括」に沿って審査会が開かれまし
たので、審査会の答申では**前市長の退職金の返納が妥当と判断**されました。1月29日に行なわれた全員協議会での私の質疑です。（▲が市の答弁）

中司前市長は返さなくてはいけないの？ 退職金（2期分約5000万円）

●「談合問題にかかる総括」から審査会答申に至るまでの経過について

前市長の退職手当の返納に係る審査会の答申内容は、昨年の5月議会での不十分だった「総括文」の要約でしかなく、強い違和感を感じます。審査会は、判決結果をもって条例適用が適正であるとして、前市長に退職手当の返納を命ずることが相当であると答申しています。本当にそれでいいのでしょうか。

答申では「支給してから長期間が経過している場合には支給された退職手当が生活の基盤として使われてしまっており、返納を命じられた者の生活が破壊されるといったことについて配慮することには一定の合理性がある」とも記載されています。

にもかかわらず、二期分の全額、約5千万円の返納を命じることが相当と判断されました。前市長には当時の検察の調べでも明らかのように、すでに財産がありません。審査会はそのままで確認されているのかお尋ねします。

▲資産調査するには至らなかったものであり、今後も予定していない。

●行政はいうまでもなく、福祉や教育、人権問題も担っています。前市長は最高裁まで無罪を主張し、再審を請求しようとしています。冤罪の可能性が極めて高い事案であることを考えても、これは人権尊重都市宣言を掲げる枚方市としてとるべき対応ではありません。

●審査会の運営について

審査会の委員はの選考については、中司前市長から平成25年7月22日に「枚方市と利害関係のない公平・中立な第三者」、日本弁護士連合会、大阪弁護士会、あるいは東京弁護士会などに依頼するよう、意見書が提出されています。

▲委員の委嘱は、条例に基づいて適正に行っている、また、意見書が市に届いた時には、すでに委員の選考手続きが終わっていた。

●5名の委員の中には市から報酬を得ている利害関係者3名もおられます。また、税理士1名の方も地元枚方で、市とは協働関係にある方です。これはどのように考えても不公平です。

また、中司前市長からは、審査会を非公開とせず、公開で開催するようにとの要望書が提出されていました。審査会の公開・非公開の状況と、非公開として取り扱われた理由、その時間の内訳についてもお示しくください。

▲審査会において答申の結論部分なり、裁量の有無や基準について審議するに当たり、委員相互の関連な意見交換を保障する必要性から、第4回、第5回の審査会については、一部非公開として運営された。

▲非公開とされた部分は、第4回審査会では、審査会の約3分の2、第5回審査会では、会議冒頭の出席者数確認を行った以降から非公開となった。

●前市長がご自分のプライバシーを棚上げされても全部公開を望まれたのは公平な判断が為されて欲しいという思いからです。関連な意見交換が阻害される恐れは全くなく、重要部分を隠されたことは理解ができません。

●退職手当返納に関する根拠条例と審査会における条例上の判断について

▲本市が退職金返納を求める根拠とした4つの条例の規定

○平成7年6月「市長等の退職手当に関する条例第4条」

○平成19年8月「市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例第3条」

○平成19年12月「市長等の退職手当に関する条例第6条」

○平成19年12月「市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第2条第2項」

▲中司前市長の主張

○平成19年8月に制定された特別措置条例、また、同年12月に改正された市長等の退職手当に関する条例第6条を適用することは不利益不遑及に当たる

○平成7年6月に制定された市長等の退職手当に関する条例第4条の準用は手続的な規定にとどまり、返納規定にまでは及ばない

○さらに市長の退職手当は平成7年6月以前に議会の議決を経て市長に支給されていた、いわゆる特別退職手当を条例化したものであり、これに対しては従前から返納規定がなかったことから、そもそも返納規定が適用されない

▲審査会での決定

○条例の適用については、犯罪として問題となりうる行為があった時期が、平成11年12月末から平成17年11月10日までの間であり、この間に効力を有した条例、すなわち平成7年に制定した「市長

等の退職手当に関する条例」を本件に適用すべきであり、特別措置条例等を遡及適用する余地はない

○平成7年以前には枚方市職員の退職手当に関する条例の中に、職員と同様に特別職についても退職手当の返納規定があった

○平成7年時の市長等の退職手当の算定方法は、特別退職手当とは異なる性格のものであり、「特別退職手当」を条例化したものとみることができない

○以上を総括して、本件の根拠規定は、平成7年の市長等の退職手当に関する条例第4条が準用する「枚方市職員の退職手当に関する条例第12条の3と判断された

●「平成7年以前には枚方市職員の退職手当に関する条例の中に、職員と同様に特別職についても退職手当の返納規定があった」と答弁されましたが、大塩市長の時には「一般退職手当」と「特別退職手当」が別々にあって、退職金の大半の金額となる特別退職手当には返納規定はなかったのではないですか。だから平成19年に返納規定を明文化したのではないですか。以前に資料いただきましたよ。

同じ退職手当の返納事案に対して、市と審査会の解釈がズれているように見えるのですが、この点について見解をお聞きます。この件で私が納得できる条例は返納について明記されている平成19年に施行された条例だけです。市と審査会の認識に相違はないとの答弁ですが、市は4つの条例を根拠規定としており、退職手当審査会では2つの条例を根拠としているわけです。解釈でいろんな考え方があってということ、そ

れ自体イレギュラーなことですし、全国的にも例がないことではないかと思えます。そういった事を考えても、今回の返納請求については、もっと慎重に対処すべきであると、これは意見としておきます。

●「できる」規定における平成25年6月議会答弁と審査会判断の相違について

「市長としては、退職手当の返納の行使に関する権能が与えられている以上、その権能を行使することが適切である」と答弁されています。ところが審査会の答申では、「原則は全額返還とすべきものであるとしても、一切の裁量を排除すべきであると解釈することはできない」として、市が議会に対して示した見解とは異なる判断を示しております。

平成25年6月議会の一般質問で、私が中司市政12年について、財政上の効果額や市政に対する貢献度合いをお尋ねしました。その時の答弁は、平成11年度の実質収支の赤字額の約30億円を、一連の行政改革の取り組みより、平成14年度以降、実質収支の黒字化を維持しているという内容でした。こういった数値に基づいた功績の評価は「抽象的主観的」なのか、お聞きます。

▲数値の大小や比較によるものについては、客観的なものではあるが、その数値を評価し返納を求めるにあたっては、主観的な要素になるものとして、審査会の判断として裁量権の検討からは外された。

▲審査会における審査は、様々な立場からの委員による議論が交わされ、結果として客観性のある基準が採用されたものと考えて。

●おっしゃっている意味がわかりません。評価する以上、評価者の主観が入ることは当然のことではないですか。市は選任された審査委員の、正にその主観に期待して人選をされたのではないですか。審査委員5名の内、市と利害関係がある者が3名、協働関係者が1名もおられる。

答申書を見る限り、審査会の議論には、議会での前市長に対する評価等、こうした議論の内容が反映されておらず、また、少なからず誤解が生じているのではないかと感じます。もし、誤解があるのなら、誤解に基づいた答申は問題があると言わざるを得ません。

らりるら

このように、質疑は最後まですれ違いのようでは納得できませんでした。この異例の事件を、裁判結果だけで判断するから、偏った答弁や判断になるのではないかと感じます。

平成19年の第3回公判において、当時、関西ゼネコン業界において「業界のドン」と揶揄されていた大林組の山本正明さんという方がおられます。この方は談合したことを認め有罪となっています。

彼の証言では、「天の声」とは、受注競争で劣勢に立ったところが、業界調整の段階で、市長に働きかけて優勢な会社に引き下がってもらったことである。ところが、この談合事件では、すでに大林組が隣地を確保しており、天の声もへちまもない」と証言されています。

ます。

早い話「メトロ口会談」や「天の声」に関係なく、大林組が受注出来るよう業界調整は終わっていたという証言なのです。しかし残念ながら、この重要な証言は検察の描くシナリオから外れる為、証拠採用されませんでした。

執行猶予期間が終了した山本さんは、その後、当時、「検察のあり方検討会議」の委員をされていたジャーナリスト江川紹子さんの取材に答え、平成23年に発行された月刊文藝春秋12月号に掲載されています。

山本さんは「私は引退した身だし、民間同士の談合があつたのは事実だから自分のことはいいが、談合にはまったく関係のない中司さんが有罪になっているのはおかしい。当然無罪になるものと思っていた。面識もなかったし、恩義もなければ恨みもない人だが、あまりに気の毒だ」と。そのあとの記事には具体的な内容が記載されています。

本市が舞台となった希に見る事件でした。裁判の傍聴には市の職員の方も行っておられました。検察に押収されていた書類も戻ってきた今、メモ書きも含め事件の調査を市独自で行ない、改めて「総括」を行い議会に報告すべきではないでしょうか。

それでも退職金の返納を求めるのなら、審査会も委員を入れ替えてやり直すべきです。正規の条例で対処すべきです。条例が「でき

る」規定であるように部分返納も検討すべきです。事件を政争の具にすることなく、キツチリした総括を市民に伝えましょう。市長!! 議会では、このように申し上げ、「現時点では、前市長に退職金の返納を求めることは無理がある」と締めくくって質問を終えました。以上が、平成26年1月29日全員協議会での私の質疑の要約です。

全員協議会では、私を含め10人の議員が質疑にたち、退職金の返納を求める議員が日本共産党の議員を含め2名、他の8名が様々な立場から返納を求めることに必要なし、又は慎重にとの質疑がされました。

くずは駅前報告～ライブ通信

(2014年1月現在653回目のご報告)

くずは駅周辺4ヶ所で朝6:30～8:30

(土日祝雨天そして用事のある日は休みです)



駅前報告
再開できて
おりませんが
ガンバリマス!



議員のホームページや議員報告(ペーパー版)は政務調査の目的により運用しております。市政に関するご意見、ご提言、ご感想をお寄せ下さい。尚お名前やご住所は他の目的を持って使用することはありません。